

令和5年度

財政健全化判断比率等審查意見書

(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

琴浦町監査委員



監 第 2 0 号 令和6年8月22日

琴浦町長 福本まり子 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司

員監琴県 た 直浦 即 変 町 県

同 田中 肇



令和5年度決算における琴浦町健全化判断比率及び資金不足比率の 審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和5年度決算に係わる財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

【用語説明】

実 質 収 支 : 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支 : 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実質単年度収支:単年度収支に、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立金及び繰上償還額)を加

え、赤字要素(財政調整基金の取崩額)を差し引いた額

実質赤字比率:標準財政規模(自治体の収入)に占める、一般会計等の実質収支(赤字)の割合

標準 財 政規模: 地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す

【算定式】標準財政規模 = (標準税収入額)+(普通地方交付税額)+(地方譲与税)

連結実質赤字比率: 標準財政規模(自治体の収入)に占める、全会計の実質収支(赤字)の割合

実質公債費比率: 標準財政規模(自治体の収入)に占める、公債費(借金返済)の割合で、資金繰りの危

険度を示す。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率3

カ年の平均値で表される。

将来負担比率:標準財政規模(自治体の収入)に占める、将来的に負担する可能性のある借金の割合

資金 不足 比率: 事業規模(会計の収入)に占める、資金不足の割合

早期健全化基準: 財政状況はかなり悪化しているが自主的な努力により何とか財政の健全化が図られる

(イエローカード) だろうという段階

財 政 再 生 基 準 : 財政状況はかなり悪く、国・県の強力な関与のもとで確実な財政再生を実行しなければ

(レッドカード) ならない段階

経常収支比率: 義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ること

により当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

【算定式】 (経常経費充当一般財源)

(経常一般財源総額) + (減収補填債特例分) + (臨時財政対策債)

令和5年度財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、琴浦町監査基準に準拠し、町長から提出された令和5年度琴浦町健全化 判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし て関係職員の説明を聴取し、審査手続きを実施した。

ついては、本事業の経営内容を把握するため、係数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

2 審査の期間

令和6年7月22日(月) ~ 8月1日(木)

3 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された、健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

第1表【財政健全化判断比率】

(単位:%)

比率区分	令和5年度 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	
①実質赤字比率	— ※赤字無し	14. 16	20.00	
②連結実質赤字比率	 ※赤字無し	19. 16	30.00	
③実質公債費比率	12.3 〔対前年度 0.6ポイント 改善〕	25. 00	35. 00	
④将来負担比率	50.4 〔対前年度 11.1ポイント 改善〕	350. 00		
⑤資金不足比率	資金不足はなく、数値なし。			

(2)個別意見

◆財政判断比率、資金不足比率

早期健全化基準(超過の場合、起債の許可制度への移行)及び財政再生基準(超過の場合、財政健全化団体(起債制限)への移行)は、数値なし。また、基準を下回っている。

① 実質赤字比率

○標準財政規模に対する普通会計(一般、住新会計)の実質赤字額の割合 ・赤字はなく、数値なし。

② 連結実質赤字比率

- ○標準財政規模に対する連結実質赤字額(普通会計、特別会計、公営企業会計)の割合 ・各会計において赤字はなく、数値なし。
- ③ 実質公債費比率 【令和5年度 12.3%】(対前年度:△0.6%、4年度 12.9%) 【改善の要因】
 - ○地方債の元利償還金が前年度より 39.897千円減少。
 - ○元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額が、地方債の返済額を超えない額の借入れを行ったことにより、22,074千円減少。

第2表【実質公債費比率の状況】

(単位:%)

実質公債比率	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
(単年度)	12. 08	12. 45	12. 43	14. 03
令和4年度(3力年平均)		12. 9		
令和5年度(3カ年平均)		12. 3		

(単位:千円)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	1, 363, 587	1, 403, 484	1, 453, 017
公営企業に要する経費の財源とする地方 債の償還に充てたと認められる繰入金	521, 923	523, 389	526, 468
一部事務組合等の起こした地方債に充て たと認められる補助金又は負担金	50, 287	41, 306	35, 295
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	1, 236	10, 120	10, 156
特定財源の額	40, 533	46, 805	50, 065
事業費補正により基準財政需要額に算入さ れた公債費	389, 470	391, 521	393, 325
災害復旧費等に係る基準財政需要額	843, 440	861, 992	876, 148
基準財政需要額に算入された元利償還金及 び準元利償還金	6, 955	8, 426	9, 408
標準税収入額等	2, 289, 802	2, 296, 185	2, 176, 640
普通交付税額	4, 354, 604	4, 275, 203	4, 358, 428
臨時財政対策債発行可能額	31, 746	69, 148	266, 295

④将来負担比率 【令和5年度 50.4%】(対前年度:△11.1%、4年度 61.5%)

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。 ・今年度は、11.1ポイント改善された。

【改善の要因】

- ○地方債の現在高が9,517,295千円と、132,504千円減少するなど、将来負担額が 1,007,667千円 減少した。
- ○基金の一部を社債で運用し始めたことにより充当可能基金が減少(△269,865千円)した。 あわせて、地方債現在高の減少に伴い、公債費に係る基準財政需要額算入見込額が減少 (△132,067千円)し、充当可能財源等が減少した。

⑤資金不足比率

○対象は、水道事業、下水道事業、船上山発電所管理の3会計。 ・いずれも資金不足はなく、数値なし。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

【資料】将来にわたる実質的な財政負担

計算上(一昨年度データ)ではあるが、この表から将来にわたる実質的な財政負担について、年々減少傾向にあるものの鳥取県下で琴浦町は高い方で、それだけ住民一人当たりの財政負担率も高いと言える。

【令和4年度普通会計決算(将来にわたる実質的な財政負担)】

(単位:千円)

						(単位	:千円)
町村	名	区分	地方債現在高 (A)	債務負担行為 (B)	積立金現在高 (C)	実質的な財 (A)+(B)	-(C)
							住民一人当
岩	美	町	7,056,506	149,925	3,586,739	3,619,692	329
若	桜	町	4,179,716	45,147	2,165,950	2,058,913	725
智	頭	町	8,294,129	703,634	2,992,652	6,005,111	935
八	頭	町	12,927,653	595,165	6,731,678	6,791,140	421
三	朝	町	6,031,587	2,230,150	3,348,398	4,913,339	811
湯	梨 浜	町	12,716,601	808,345	5,833,608	7,691,338	466
琴	浦	町	9,649,799	761,711	3,452,151	6,959,359	423
北	栄	町	7,327,413	519,640	4,030,411	3,816,642	263
日	吉 津	村	3,136,616	52,038	1,063,495	2,125,159	590
大	山	町	8,336,649	682,276	6,308,167	2,710,758	177
南	部	町	5,954,600	776,334	3,320,341	3,410,593	330
伯	者	町	4,764,872	251,591	4,390,996	625,467	60
日	南	町	7,943,881	70,988	5,983,548	2,031,321	490
日	野	町	3,840,886	360,352	3,407,597	793,641	278
江	府	町	4,474,979	1,122,488	1,862,707	3,734,760	1,427

※出典:令和5年度鳥取県市町村要覧